

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那珂川市長

市町村名 (市町村コード)	那珂川市 (40231)
地域名 (地域内農業集落)	山田地区 (山田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・1筆ごとのほ場面積が小さく、不整形農地が地区内に点在しているため、作業効率が悪い。 ・また、農業者の高齢化、後継者不足の現状にあり、65歳以上の耕作者が耕作する面積が、22.47ha、後継者不在の農地が2.49haで、今後新たな農地の受け手の検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の耕作者は、現状の経営面積、稲作を中心とした作付けを維持していきたい経営体が多くを占める一方で、認定農業者等の担い手の規模拡大と作業の効率化を目指す。 ・また、園芸品目の導入を検討や低農薬や直売所での販売など高付加価値・有利販売の取組みを行うことで所得の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29.53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.53 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	29.53 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農業上の利用が行われる区域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手等への農地集約化を図るとともに、今後も農地を自ら耕作する意向を示している兼業主体の小規模経営体で維持する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を通じた農地集約を図りたい農業者への周知を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農道拡幅、農業用水路の改修、排水対策等の農地基盤整備について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市・JA等の関係機関で新規就農者の相談窓口を設け担い手確保に努めるとともに、直売所等多様な販売先の検討を行い、所得向上に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手が行う農作業受委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

・補助事業等を活用し、イノシシ等の鳥獣被害防止に取り組む。